



## 土壤汚染詳細調査結果について

松山駅周辺土地区画整理事業区域内の自動車整備工場跡地の表層土壌において、敷地の一部より基準値を上回る鉛が検出されたことは既に皆様にお知らせしておりますが、今回、汚染の深さを把握するために詳細調査を実施しましたので、その内容についてご報告します。

○調査対象地：松山市南江戸一丁目500番1, 501番1（自動車整備工場跡地317.38<sup>38</sup> m<sup>2</sup>の一部（1区画：約100 m<sup>2</sup>）

○分析物質：「鉛及びその化合物」の含有量を分析しました。

○調査結果：全ての試料採取深度（7地点）において土壤汚染対策法の基準をクリアしていました。

### ○今後の対応

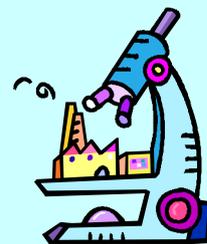
- ・平成22年7月5日公表の表層土壌汚染調査では、深さ0～0.5mの間の鉛の含有量が基準値を超えていたため、今回の調査結果と合わせ、汚染土壌の除去について適正に実施します。
- ・汚染土壌の除却工事までは、現在の飛散防止措置等を継続します。
- ・今後も、環境に関する担当部局の松山市環境指導課と協議しながら対応していきます。
- ・今回の土壌汚染に伴い、事業の工期に影響を与えることはありません。

### ○健康影響について

- ・含有量の基準は、人が一生涯（70年）汚染土壌のある土地に居住しても有害な影響がでないレベルに設定されています（汚染土壌を1日当たり6歳まで200mg、その後100mgを口などから直接に摂取することによる想定をしています。）。
- ・汚染が確認された地点は、これまでもコンクリート床で覆われ、現在もシートで覆いかつ立ち入ることができないようにしており、汚染土壌の飛散等がないようにしておりますのでご安心下さい。

## 土壤汚染調査 Q&A

- 法律で調査しなければならない場所はあるのか。  
土地区画整理事業区域内で法律（土壤汚染対策法）により調査しなければならない場所はありません。
- なぜ調査を行うのか。  
土地区画整理事業は、施行者が新たな土地を地権者に引き渡すため、土壤汚染があれば対策措置を講じる必要があります。  
このため、当事業では事前に土地利用の履歴調査を行い、その結果、汚染の可能性のある土地については自主調査を行います。
- どこが調査を行うのか。  
松山市が土壤汚染対策法に定める指定調査機関に調査を委託し行います。
- 汚染の原因はなにか。  
今回の調査地は自動車整備工場跡地であるため、原因はガソリンやバッテリー（電極）などの材料、あるいは、その土地自体の自然由来や建設時の造成土に含まれていた可能性も考えられます。
- 汚染は広がらないのか。  
汚染が拡大しない措置は既にとっております。調査の結果、土中に鉛が存在しますが、地下水（井戸水など）に影響をおよぼす溶出量基準はクリアしておりますので、直接、土壤に接触しないように下記の措置をとりました。  
① 立ち入り禁止措置：フェンスとブロック塀で囲み、「立入禁止」看板を設置しました。  
② シート設置：土の飛散と雨水流出を防止するためシートで覆いました。
- 事業の工期に影響はあるのか。  
今後、汚染土壤の取り除きを行ないますが、事業の工期に影響を与えることはありません。



★松山駅周辺整備課のHP★ <http://www.city.matsuyama.ehime.jp/matsuyamaeki/>  
随時更新しておりますので、ぜひチェックしてみてください。

